顧問先のみなさまへ 年末調整の前に確かめてほしい4つ

架空のさくら税理士事務所 2026年11月 （見本：事務所は架空です）

今年の年末調整は、扶養の条件と控除の額が変わります。12月に慌てないよう、11月のうちに次の4つを確かめてください。

☐	**扶養している家族の年収**	今年から、給与だけの家族は**年収136万円以下**なら扶養に入れられます（去年までは123万円以下）。年収123万～136万円の家族がいる従業員は、扶養控除等申告書の出し直しが要ることがあります。
☐	**給与ソフトの更新**	基礎控除（本則58万円→62万円、所得に応じた加算あり）と、給与所得控除の最低保障（65万円→74万円）が変わります。**12月の年末調整で反映**します。11月までの毎月の源泉徴収は変わりません。ソフトが改正に対応した版か、確かめてください。
☐	**パート・アルバイトの時給**	東京都の最低賃金は**10月1日から1時間1,280円**（前1,226円）。下回っている人は、10月分から引き上げが必要です。月給の人も時間あたりに直して比べます。
☐	**インボイスの2割特例（個人事業の方）**	2割特例は**2026年9月30日を含む課税期間まで**（個人事業なら2026年分の申告まで）。2027・2028年分は、免税事業者から登録した個人事業者に「3割特例」があります。**法人は3割特例を使えません。**

架空のさくら税理士事務所へのご連絡（当てはまるものに〇をつけて、FAX・メールでお送りください）

・扶養控除等申告書の出し直しが要る従業員がいる（ 人）
・給与ソフトの更新が済んでいない／分からない
・最低賃金を下回る時給の人がいる、または確かめてほしい
・2割特例のあとの申告方法を相談したい

会社名： ご担当：

出典

国税庁「源泉所得税の改正のあらまし」（令和8年4月）、国税庁「インボイス制度の見直し」特集ページ、厚生労働省「令和8年度 地域別最低賃金 全国一覧」（いずれも2026年11月5日確認）。個別の判断は架空のさくら税理士事務所にご相談ください。

税理士事務所の方へ

この1枚を、**貴事務所の名前を入れて、無料でお作りします**（PDF）。顧問先への郵送・メール・訪問時の手渡しにそのまま使えます。都県（最低賃金）や、顧問先の業種に合わせた項目の差し替えもできます。毎月の「顧問先向け1枚」として続ける場合は、月額39,800円からを考えています（単発も可）。

▸ **このまま申し込む（メールアドレスだけ・1分）：aiyoroz.jp/ask/zeirishi**

作成 AIよろず室 aiyoroz.jp ／ info@aiyoroz.jp